

2021年12月23日
(第493号)

Contents

I TOPICS

最近のセミナーや論文等の情報

II Lawyer's Eye

「ネットワークデータ安全管理条例(意見募集稿)」の公表

日本弁護士 若林 耕

III 中国法令アップデート

公布済み法令

<憲法・行政法>

- ・上海市人民代表大会常務委員会による「上海市人口及び計画出産条例」の改正に関する決定
- ・北京市人民代表大会常務委員会による「北京市人口及び計画出産条例」の改正に関する決定

<民事訴訟法>

- ・裁判官、検察官の弁護士との不正な接触・交際の禁止制度・体制の構築及び最適化に関する意見
- ・法院及び検察院の元職員の弁護士業の従事の更なる規範化に関する意見
- ・北京知的財産権法院による商業秘密侵害民事事件訴訟における立証参考

<会計・税務>

- ・納税信用評価と修復の関連事項に関する公告

<知的財産関連法>

- ・専利権質権設定登記弁法
- ・商標審査審理ガイドライン

<経済諸法>

- ・危険廃棄物移転管理弁法
- ・文化及び観光市場信用管理規定
- ・上海市データ条例
- ・原薬分野における独占禁止ガイドライン
- ・義務教育段階における校外研修事業分類識別ガイドライン

草案・意見募集稿等

- ・ネットワークデータ安全管理条例(意見募集稿)
- ・企業標準化促進弁法(意見募集稿)
- ・インターネット広告管理弁法(公開意見募集稿)
- ・「最高人民法院による人身損害賠償事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」の改正に関する決定(意見募集稿)

I TOPICS

◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にご案内させていただいております。

◆最近のセミナーや論文等の情報

◆グレーターチャイナセミナーが次の通り開催されました。

第9回(中国メインランド)

日時:2021年9月16日

「新法公布！中国個人情報保護法の詳細と実務への影響 ～今年11月までにすべきこと～」

講師:パートナー森脇章弁護士、スペシャル・カウンセラー井上乾介弁護士

第10回(中国メインランド、香港、台湾)

日時:2021年10月21日

「比較法的観点からみた中国・香港・台湾の個人情報保護規制の直近動向」

講師:スペシャル・カウンセラー中崎尚弁護士、パートナー若林耕弁護士、シニア・フォーリン・カウンセラー中村祐子
香港・英国弁護士、アソシエイト呉曉青台湾弁護士

第11回(中国メインランド)

日時:2021年12月15日

「中国ビジネス法の全体像・中国特有の法律システム」

講師:パートナー射手矢好雄弁護士

II Lawyer's Eye

日本弁護士 若林 耕

「ネットワークデータ安全管理条例(意見募集稿)」の公表

1. はじめに

国家インターネット情報事務室は、2021年11月14日、「ネットワークデータ安全管理条例(意見募集稿)」(以下、「本条例」という。)を公表した。

同条例は、「ネットワーク安全法」、「データ安全法」及び「個人情報保護法」のいわゆる「データ規制三法¹」等に基づき制定が見込まれる細則(行政法規)である。

国家インターネット情報事務室は、本年7月以降、「データ規制三法」等に関連する主たる細則の意見募集稿として以下を公表しているが、本執筆時点において、いまだ正式公布には至っていない状況にある。

- ◆ 「インターネット安全審査弁法(修正意見募集稿)(意見募集期間:2021年7月10日~7月25日)
- ◆ 「データ国外移転安全評価弁法(意見募集稿)」(意見募集期間:2021年10月29日~11月28日。
ニュースレター第492号掲載)

現時点においてデータ規制の実務等に不透明感が多い中で、本条例は以下の通り、データ取扱い、特に法規制当局からみた管理について、横断的に比較的細かく規定していることからして、今後正式に公布された暁にはデータ規制三法の肝となる細則になることが予測される。

本条例の全訳も作成しているため、必要な方は、どうぞ[ニュースレターアドレス](#)宛にご連絡ください。

以下、条文に従って、重要なポイントを解説する。

2. 適用範囲等

(1) 適用範囲

ネットワークデータ(「データ」という。)とは、「電子方法による情報に対するあらゆる記録をいう」と定義されている。データの定義はこのように幅広いが、類型としては、「公共データ」、「個人情報」等が含まれる(すなわち、個人情報もデータとして、データ規制も受けることになるため、「個人情報保護法」以外のデータ規制にも留意する必要がある。)。また、重要度に基づき、「一般データ」、「重要データ」、「核心データ」に区分されて規制を受ける(5条)。

本条例は、中国国内におけるネットワークを利用した「データ取扱活動」の実施、及びデータセキュリティの監督管理に適用される(2条)。「データ取扱活動」とは、「データを収集、保存、使用、加工、伝送、提供、公開、削除する等の活動」をいうと定義される。

(2) 域外適用

本年11月1日から施行されている「個人情報保護法」に呼応する形で、以下のような「域外適用」の規定が存在している。

国外において、国内の個人及び組織のデータ取扱活動について、次に掲げる事由のいずれかがある場合には、

¹ 「ネットワーク安全法」(2017年)は、中国国内のネットワークセキュリティの保護、重要データや個人情報の保護等を規制する。「データ安全法」(2021年)は、データセキュリティの保護や国家安全保障等に照らした「データ」についての保護規制である。「個人情報保護法」(2021年)は、プラットフォームやビックテック等との関係では個人情報保護という個人の権利を保障するとともに、国家の経済安全保障的な観点から、個人情報(データ)等の国外移転等も規制している。

本条例を適用する(2 条)。なお、域外適用された場合に、具体的にどのような義務を負うことになるのかは本条例からはまだ明らかではない。

- (1) 国内に製品又はサービスを提供することを目的とするとき
- (2) 国内の個人、組織の行為を分析、評価するとき
- (3) 国内の重要データの取扱いに係わるとき
- (4) 法律、行政法規が定めるその他の事由

3. データ取扱者の義務

「データ取扱者」は、以下のような義務を負わされる。

- バックアップ、暗号化、アクセス制限等の必要な措置を講じ、データが漏洩、窃取、改ざん、毀損、紛失、不法な使用に遭わないことを保障(9 条 1 項)
- 安全等級保護に従い、システム等の安全保護を強化等する義務(9 条 2 項)
- データ安全緊急対応体制の確立。セキュリティインシデントが発生した場合の公安への届出や調査評価報告の義務(11 条)
- また、データ取扱者が以下を実施しようとする場合には、国家インターネット情報部門に対する「安全審査」の申告義務を負う(13 条)等。
 - ◇ 100 万人以上の個人情報を取り扱うデータ取扱者が国外で上場するとき
 - ◇ データ取扱者が香港で上場し、国家の安全に影響を及ぼし、又は影響を及ぼしうるとき、等

4. 「データ取扱者」が「個人情報」を取り扱う場合の義務(19 条～26 条)

本条例においては、データ取扱者が(データとして)個人情報を取り扱う場合の義務が規定されている。基本的に「個人情報保護法」をより詳細化するものであり、同意取得の方法(21 条)や個人情報の削除等について規定している。

また、データ取扱者が 100 万人以上の個人情報を取り扱うときは、さらに本条例「第 4 章の重要データの取扱者に対する規定」を遵守する必要があるとされており、すなわち、『100 万人以上の個人情報が「重要データ」に該当する』という(現時点での大枠の)判断基準が示されている点も重要と思われる。

5. 重要データの取扱者の義務-重要データの「識別」と「届出」-

(1) 企業自らが(能動的に)「識別」と「届出」することに

「ネットワーク安全法」や「データ安全法」においては、重要データ・核心データの識別と報告のフロー等が具体的ではなく、データを取り扱う民間企業等において識別等に迷う状態が実務において続いている。

本条例においては、重要データ及び核心データかの識別、及び各目録の制定については、国の関連要求及び基準に基づき、当該地域、当該部門及び関連業界、分野のデータ取扱者が実施し、かつ国家インターネット情報部門に報告するとされている(27 条)。また、重要データの取扱者は、その重要データ識別後 15 業務日以内に区を設定している市級のインターネット情報部門に届出なければならない(29 条)。

このように、本条例においては、各業界・分野のデータ取扱者(企業等)自身が識別と(具体的な期限を設定した)報告の義務(能動的な義務)を負わされているように見られるので特に留意が必要と思われる。

(2) 毎年 1 回データ安全評価を実施

重要データを取り扱い、又は国外で上場するデータ取扱者は、自ら又はデータ安全サービス機構に委託し、毎年 1 回データ安全評価を実施し、かつ、毎年 1 月 31 日までに区を設定している市級のインターネット情報部門に対して前年度のデータ安全評価報告を行わなければならない(32 条)。

6. データの越境移転規制

◆ データの越境移転の適法化要件

本条例は、「個人情報保護法」の越境移転規則(同法 38 条)に呼応する以下の適法化要件を規定している(35 条)

データ取扱者は、業務等の必要性から、国外にデータを提供する必要が確かにある場合には、次に掲げる条件のいずれかを具備しなければならない。

- (1) 国家インターネット情報部門が組織するデータ国外移転安全評価を通過すること²
- (2) データ取扱者及びデータ受領者のいずれも国家インターネット情報部門が認定する専門機関が実施する個人情報保護認証を通過すること
- (3) 国家インターネット情報部門が制定する標準契約の規定に基づき、国外のデータ受領者と契約を締結し、双方の権利及び義務を取り決めること
- (4) 法律、行政法規又は国家インターネット情報部門が定めるその他の条件

この点、本条例は、「データ取扱者が個人を一方当事者とする契約を締結し、履行するために当事者の個人情報を国外に提供する必要がある場合」、又は「個人の生命・健康及び財産の安全を保護するために個人情報を国外に提供する必要がある場合」を除くとして例外的な 2 つの場面を設定しているが、具体的な想定等はまだ明確ではなく正式公布等を待つ必要がある。

◆ 「個人情報保護法」の個人情報の越境移転と同様に、本条例においては、データの越境移転に際して、個人への告知及び個別同意の取得が必要とされている(36 条)。

◆ また、実際に「データ」を越境移転するにあたり、以下のような義務も負わされる点に注意が必要である(39 条)。以下の義務は、(個人情報や重要データを含む)「データ」の越境移転に広く適用されることが想定されているように思われる。

- (1) インターネット情報部門に報告する個人情報保護影響評価報告において明確にした目的、範囲、方法及びデータ類型、規模等を超えて個人情報を国外に提供してはならないこと
- (2) インターネット情報部門による安全評価時に明確にした国外移転の目的、範囲、方法及びデータ類型、規模等を超えて個人情報及び重要データを国外に提供してはならないこと
- (3) 契約等の有効措置を講じ、データ受領者が、双方が取り決める目的、範囲、方法に基づきデータを使用し、データ安全保護義務を履行し、データ安全を保証するよう監督すること
- (4) データ国外移転に係るユーザーからの苦情申立を受領し、対応すること
- (5) データの国外移転が個人、組織の合法的権益又は公共の利益に損害をもたらす場合には、データ取扱者は、法により責任を負わなければならないこと
- (6) 関連するログ記録及びデータの国外移転審査承認記録を 3 年以上保管すること

² 国家インターネット情報部門における安全評価を義務付けられるのは以下のいずれかに該当する場合とされている(37 条)。なお、「データ国外移転安全評価弁法」(意見募集稿)(2021 年 11 月 29 日号(第 492 号))ニュースレターで紹介)では、以下の他に、「累計で 10 万人以上の個人情報又は 1 万人以上の機微な個人情報を国外に提供するとき」という要件が含まれていたところ、本条例では存在しておらず不一致の状態にあるため、今後何れかに統一される可能性もある。

- (1) 国外移転データに重要データが含まれるとき
- (2) 重要情報インフラ運営者及び 100 万人以上の個人情報を取り扱うデータ取扱者が個人情報を国外に提供するとき
- (3) 国家インターネット情報部門が定めるその他の状況

法律、行政法規及び国家インターネット情報部門が安全評価を行わなくてよいと規定する場合は、その規定に従う。

- (7) 国家インターネット情報部門が国務院の関連部門と共に国外に提供する個人情報及び重要データの類型、範囲を審査するときは、データ取扱者は、明文化され、可読性の高い方法で表示すること
- (8) 国家インターネット情報部門が国外移転してはならないと認定する場合には、データ取扱者は、データの国外移転を停止し、かつ、有効な措置を講じて、すでに国外移転したデータの安全を救済しなければならないこと
- (9) 個人情報の国外移転後、再移転をする必要が確かにある場合には、事前に個人と再移転の条件を取り決め、かつ、データ受領者が履行する安全保護義務を明確にしなければならないこと

中華人民共和国の主管機関の承認を経ることなく、国内の個人、組織は、外国の司法又は法執行機構に対して、中華人民共和国の国内に保存されているデータを提供してはならない。

7. インターネットプラットフォームの義務(43条～54条)

8. 監督管理(55条～58条)

9. 法律責任(60条～72条)

10. まとめ

データ規制に関しては、本条例や冒頭で紹介した細則等の意見募集稿が公表されており、今後近いうちに正式公布することが見込まれる。特に、個人情報や重要データを含むデータの越境移転に関する管理規制が実務的にも待ったなしで実施され得る状況に来ていると思われる。

Ⅲ 中国法令アップデート

最新中国法令の解説

今月号の法令としては、11月14日に公表された「ネットワークデータ安全管理条例(意見募集稿)」(詳細は、今月号のLawyer's Eyeにて解説している。)が注目される。最近話題の中国データ規制の細則に該当するもので、今後の正式公布等が待たれる。

また、独禁法関連のガイドラインとして、「原薬分野における独占禁止ガイドライン」が正式に公布された。中国の特定の市場に係る独占禁止ガイドラインとしては、「自動車産業に関する独占禁止ガイドライン」及び「プラットフォーム経済部門に関する独占禁止ガイドライン」に続き、本ガイドラインが3つ目である。今後取締りの実務的な指針となるため重要性が高い。

公布済み法令

<憲法・行政法>

①上海市人民代表大会常務委員会による「上海市人口及び計画出産条例」の改正に関する決定

②北京市人民代表大会常務委員会による「北京市人口及び計画出産条例」の改正に関する決定

[ポイント] 中国では長らく「一人っ子政策」が採られてきたが、2016年1月1日施行の人口・計画出産法改正によって一夫婦につき二人までの出産が認められるようになり、その後、2021年8月20日には同法のさらなる改正によって三人までの出産が認められるに至った(ただし、中国では一人っ子政策が終了した後もなお現実的には子供は一人しか持てないと考えている家庭が多い。)

かかる直近の人口・計画出産法の改正及びその直前の2021年7月20日公布の「出産政策を改善し、人口の長期的均衡発展を促進することに関する中国共産党中央委員会と国務院の決定」を受け、2021年11月25日には上海市が、同月26日には北京市が、それぞれの市の「人口及び計画出産条例」を改正した。

改正後の各条例においては、一夫婦につき三人の出産を認めることが明確化されたのみならず、出産の「奨励及び社会保障」の内容として、条例に基づき法定の産休期間に加算される産休の延長期間が従来の30日間から60日間に増加しているほか、子女が3歳に達するまでは夫婦の双方それぞれが毎年5日間の育児休暇を取得できることとされているなど、労務管理の観点からも本条例改正の内容を把握する必要は高い。

なお、ここでは上海市及び北京市における条例改正を紹介したが、他の自治体においても続々と「人口及び計画出産条例」の改正が進んでいることにも留意されたい。

[原文] ① 上海市人民代表大会常務委員会关于修改《上海市人口与计划生育条例》的决定
(上海市人民代表大会常務委員会公告(15届)第97号)

② 北京市人民代表大会常務委員会关于修改《北京市人口与计划生育条例》的决定
(北京市人民代表大会常務委員会公告(15届)第65号)

[公布／公表機関]

①上海市人民代表大会常務委員会(上海市人民代表大会常務委員会)

2021年11月25日公布、同日施行

②北京市人民代表大会常務委員会(北京市人民代表大会常務委員会)

2021年11月26日公布、同日施行

執筆担当:日本弁護士 唐沢晃平

＜民事訴訟法＞

裁判官、検察官の弁護士との不正な接触・交際の禁止制度・体制の構築及び最適化に関する意見

[ポイント] 本意見は、後記の「法院及び検察院の元職員の弁護士業の従事の更なる規範化に関する意見」と併せて、法治国家の全面的な推進を図ることを目的として、裁判官、検察官の関係を整理し、もって司法の廉潔性及び公正を維持するために策定されたものである。本意見では、不当な接触・交流行為として、①案件処理過程において、案件処理上の必要性がないにもかかわらず、業務時間外に弁護士等と接触すること、②弁護士の求めに応じて他の裁判官・検察官が処理している案件に介入、情報取得、打合せの設定、弁護士に対する資料提供、法律意見の提出を行うこと、③弁護士に対する案件紹介、代理人交代の明示的・暗示的な意見表明、案件紹介費用の取得を行うこと、④贈賄要求、礼金・贈物(役務を含む)の要求、公正な業務の執行に影響するような会食等に参加すること、⑤業務上の必要性又は承認なしに、弁護士等による求めに応じて座談会等に登壇し、法律意見の発行等を行うこと、⑥弁護士と提携等を行うこと(その配偶者、子女を通じて行うことも含む。)、⑦その他四方の構成及び権威に影響する可能性がある不当な接触・交流を行うことが列挙されている(上記各義務は、裁判官・検察官に向けられた書き方になっているものの、弁護士に関しても上記各行為を行ってはならないとの規定を設けている。)。また、上記の不当な接触・交流が行われていないかを監督する制度の強化を図り、監督・警戒・資料提供・合同調査等の業務体制を構築することを求めている。

[公布／公表機関] 最高院、最高検、司法部

2021年9月30日公布、同日施行(司発通〔2021〕60号)

[原文] [关于建立健全禁止法官、检察官与律师不正当接触交往制度机制的意见](#)

執筆担当: 日本弁護士 藤本博之

法院及び検察院の元職員の弁護士業の従事の更なる規範化に関する意見

[ポイント] 本意見は、上記の「裁判官、検察官の弁護士との不正な接触・交際の禁止制度・体制の構築及び最適化に関する意見」と併せて、法治国家の全面的な推進を図ることを目的として、法院・検察院を離れた人員の弁護士業務への従事に一定の規制を設けて利益移転や結託を防止し、もって司法の廉潔性及び公正を維持するために策定されたものである。具体的には、法院・検察院により解雇された人員は法律事務所に勤務することができず、その他退職・辞職した者も、2年以内は弁護士になることができないとされた(離職する際の職級によってより長期の制限もあり。)。その他にも、法院・検察院離職者の情報データベースの構築、法律事務所に従事する法院・検察院離職者の監督制度の構築が規定されている。

[公布／公表機関] 最高院、最高検、司法部(司発通〔2021〕61号)

2021年9月30日公布、同日施行

[原文] [关于进一步规范法院、检察院离任人员从事律师职业的意见](#)

執筆担当: 日本弁護士 藤本博之

北京知的財産権法院による商業秘密侵害民事事件訴訟における立証参考

[ポイント] 本文書は、北京知識産権法院が、同法院が扱う営業秘密侵害民事事件訴訟で適用される立証基準の参考を示したものであり、「不正競争防止法」、「最高人民法院による商業秘密民事事件の審理における法律適用の若干の問題に関する規定」、北京市高級人民法院知的財産権民事訴訟証拠規則ガイドラインなどの関連法律規定を参考に定められている。本文書は、請求の基礎となる権利にかかる立証、権利侵害行為の立証、損害賠償請求又は差し止め請求などの民事的請求にかかる立証、保全命令、調査命令等の手続きにかかる立証に区分して其々の主張方法や抗弁事由などの基準を公開している。商業秘密はその性質からその保護範囲や権利性の認定及びその侵害行為の認定が非常に困難と考えられてきた背景もあり、本文書はそれらの問題を受けて本年9月に発表された「知的財産権強国建設綱要(2021-2035年)」の要求に基づき発表されたもので

ある。

[原文] [北京知识产权法院侵犯商业秘密民事案件诉讼举证参考](#)

[公布／公表機関] 北京知識産権法院(北京知識産権法院)

2021年10月29日公布、同日施行

執筆担当: 日本弁護士 尾関麻帆

<会計・税務>

納税信用評価と修復の関連事項に関する公告

[ポイント] 中国では、「納税信用管理弁法(施行)」(2014年10月1日施行)等により、納税者に対するA級からD級の納税信用評価(18条)の結果が「発布される」ことが規定されている(22条)。実際にも、たとえば国家税務総局サイト上の「重大税收违法信用喪失案件情報照会」では、納税企業や法定代表者の名称等により、納税の違法行為により信用が喪失した企業情報を照会することができる。この信用情報については、2019年に「納税信用修復関連事項に関する公告」が発布され、信用情報の「修復」(回復)に関する申請書(「納税信用修復申請表」)及び修復の基準(「納税信用修復範囲及び標準」)が示され、軽微であったり、深刻な社会的影響のない19種類の納税信用喪失行為について、対応する修復の条件や基準が示されていた。今回の公告(「本公告」)では、①上記の申請書及び修復の基準が新たに定められ、重大な信用喪失行為と破産再建企業に対する信用情報の修復要件が新たに追加された。また、本公告では、②信用情報の修復手続について、企業が納税信用修復申請表を主管の税務機関に提出し、修復を求めることができること、③2021年の納税信用評価から、税務当局が「初回不処罰」の関連規定に基づき納税者に行政処分を下さない場合には、関連記録は納税信用評価に含まれないことも明確にされた。

[原文] [关于纳税信用评价与修复有关事项的公告\(国家税务总局公告2021年第31号\)](#)

附件1: [納税信用修復申請表](#)

附件2: [納税信用修復範囲及標準](#)

[公布／公表機関] 国家税務総局(国家税务总局)

2021年11月15日公布、2022年1月1日施行

執筆担当: 日本弁護士 岩井久美子

<知的財産権>

専利権質権設定登録弁法

[ポイント] 本弁法は、2010年に施行された専利権質権設定登録弁法を改正したものであり、主な改正内容として、登録手続の簡素化、登録拒否事由の削減、関係者による専利権質権設定登録に関する書類の閲覧・謄写に関する規定の追加などが挙げられる。

(1)登録手続の簡素化

・従来の登録申請方法(国家知識産権局(「CNIPA」)に対する申請書類の提出による申請方法)に加えて、当事者は承諾書の提出をもって登録申請することが可能になった(20条)。CNIPAによると、この場合、CNIPAによる事後的管理が強化されるが、申請書類の一部を省略することができるというメリットがある。

・審査期間については、郵送又は持参による申請書類の提出の場合には、CNIPAが申請書類を受領した後7業務日を5業務日に短縮されており、オンラインによる申請書類の提出の場合には、2業務日以内とされている(10条)。

(2)登録拒否事由の削減

・流質契約が登録拒否事由から削除された。

・当事者の同意を条件として、発明専利と同一の発明で、かつ、当該発明専利の出願日に出願された実用新

案は質権設定登録が可能になった(11条10号)。

・当事者の同意を条件として、無効審判係争中の専利は質権設定登録が可能になった(11条11号)。

[原文] 专利权质押登记办法 (国家知识产权局第461号)

[公布／公表機関] 国家知识产权局(国家知识产权局)

2021年11月15日公布、同日施行

執筆担当:中国弁護士 李芸

商標審査審理ガイドライン

[ポイント]商標権の登録や審判のための基準は、従前は2017年1月14日発布の「商標審査及び審理標準」が定めていた。2019年11月1日施行の改正商標法では、使用を目的としない悪意による商標出願は、拒絶事由(4条)、異議事由(33条)、無効事由(44条)、行政処罰事由(68条)となる等の改正がなされたが、本ガイドラインでは、このような使用を目的としない悪意による商標出願の処理が新たに規定されるとともに、マドリッド・プロトコル(マドプロ)の国際登録審査や事務処理に関する規定が更に詳細化される等の全面的改訂がなされた。従前の「商標審査及び審理標準」は本ガイドラインの施行とともに廃止される。

[原文] 商标审查审理指南 (国家知识产权局公告第462号)

[公布／公表機関] 国家知识产权局(国家知识产权局)

2021年11月16日公布、2022年1月1日施行

執筆担当:日本弁護士 岩井久美子

<経済諸法>

危険廃棄物移転管理弁法

[ポイント] 本弁法は中国国内における危険廃棄物の移転の管理に関する事項を規定する。危険廃棄物の移転について、現行法では、上位法令としての「固体廃棄物汚染環境防止法」、「危険廃棄物移転綴証票管理弁法」(以下「綴証票管理弁法」という)に規定されているが、より効率的かつ全面的に環境リスク管理、危険廃棄物の汚染防止を実現するため、本弁法が制定された。

綴証票管理弁法では、主に危険廃棄物を移転する過程において各関係者が綴証票(綴られた証票)に危険廃棄物の移転に関する情報を記入することが規定されており、日本でも産業廃棄物の処理において求められている産業廃棄物管理票(マニフェスト伝票)に近いものを作成することが求められている。一方、本弁法においては、以下のとおり危険廃棄物移転にかかる管理を整備している。①危険廃棄物の移転に関わる各関係者の義務が設けられている。関係者には危険廃棄物の排出者、運送者、受入者が含まれており、それぞれに対して危険廃棄物の管理に関する義務が規定されている。例えば、危険廃棄物の排出者に対しては、危険廃棄物の運送者、受入者の資格、技術能力等を審査する義務、契約に環境汚染防止に関する要求を設ける義務、排出対象の危険廃棄物に関するデータの管理等の義務が規定されている。②危険廃棄物移転綴証票の運用を電子化する。従前の紙媒体での危険廃棄物移転綴証票の代わりに、今後各関係者は生態環境部門の電子情報システムに排出対象の危険廃棄物の情報を記入することが要求される。③危険廃棄物の移転について、長距離の移動は環境汚染のリスクが高まり、監督上のコストも高くなるため、危険廃棄物の移転は原則として省内に限定されるという「近接原則」が規定されている。省間の移動が必要となる場合には、危険廃棄物の排出地及び受入地の省レベルの生態環境部門の許認可が必要となる。

[原文] 危险废物转移管理办法 (生态环境部、公安部、交通运输部部令第23号)

[公布／公表機関] 生態環境部、公安部、交通運輸部(生態環境部、公安部、交通運輸部)

2021年11月30日公布、2022年1月1日施行

執筆担当:北京事務所顧問 李彬

文化及び観光市場信用管理規定

[ポイント] 本規定は、2018年6月19日に施行された全国文化市場ブラックリスト管理弁法及び2018年12月21日に施行された観光市場ブラックリスト管理弁法(試行)に基づき行われていた文化市場主体及び観光市場主体並びにその人員のブラックリスト管理について、信用管理という形での管理を実行していくための規定である。文化市場主体とは営業性の公演、娯楽場所、芸術品、インターネット上のサービス、ネットワーク文化、社会芸術水準の試験等の経営活動に従事する法人又はその他の組織を指しており、当該市場主体の法定代表者、主要責任者、実質的支配者等の関連人員が当該市場主体に従事する人員とされ、本規定における信用管理の対象となっている。また、観光市場主体とは旅行会社経営サービス、A級観光地の経営サービス、観光ホテル経営サービス、オンライン旅行経営サービス等に従事する法人又はその他の組織のことを指しており、当該市場主体の法定代表者、主要責任者、実質的責任者及びガイド等の関連人員が当該市場主体に従事する人員とされている。

文化観光部は全国の文化観光市場主体とそれに従事する人員の信用情報記録制度を設けることとされ、この信用情報には①登録登記、届出等の市場主体及び従事人員の識別、記載に用いられる基本的状況の情報、②裁判・仲裁の執行の状況、③行政許可、行政処罰の情報、④他の部門と合わせて実施した賞罰の状況、⑤信用評価結果の情報、信用承諾の履行状況の情報、⑥その他の市場主体及び従事人員の信用状況を反映する関連情報が含まれている。また、一定信用喪失行為を行った市場主体及び従事人員は信用喪失主体に認定され、信用喪失行為の程度によって、嚴重信用喪失主体と輕微信用喪失主体に分けられる。信用喪失主体に対しては文化観光部により信用管理措置が実施され、重点管理措置の対象となったり、一定期間許認可が取得できないことになる。

[原文] 文化和旅游市场信用管理规定(中华人民共和国文化和旅游部令第7号)

[公布／公表機関] 文化観光部(文旅部)

2021年11月11日公布、2022年1月1日施行

執筆担当: 日本弁護士 徳山剛史

上海市データ条例

[ポイント] 中国では、2021年に「データ安全法」(6月10日公布、9月1日施行)及び「個人情報保護法」(8月20日公布、11月1日施行)が立て続けに施行され、情報法分野における基本法の整備が急速に進んでいる。このような動きは、データ産業が発展している地方政府にも広がっており、上海市は、2021年11月25日、「データ安全法」及び「個人情報保護法」等の法律及び行政法規に基づいて本条例を制定した。情報法分野に関する地方性法規としては、本条例のほか、「深圳経済特区データ条例」(2021年7月6日公布)も公布されている。なお、いずれの条例も2022年1月1日に施行される予定である。

本条例の内容は多岐にわたるが、「データ安全法」及び「個人情報保護法」において概括的に定められている事項を具体化する規定も含まれており、両法律の今後の運用にも少なからず影響を与える可能性があると思われる。データの取引に関し、「データ安全法」上、国はデータ取引管理制度を構築し、データ取引行為を規範化する旨規定されている(第19条)。本条例では、データの取引については、データの自由な流通が過度に制約されないように、データ取引所を通じた取引のほか、法により自ら取引を行うことも可能とされている(第56条)。その他にも、データ安全責任の実施(第78条)、データ分類分級保護制度の実施(第80条第1項)及び重要データ目録管理メカニズムの構築(第80条第2項)といった内容が定められており、データ処理者によるデータの取扱いにも影響すると思われるため、これらの規定の今後の運用が注目される。

[原文] 上海市数据条例(上海市人民代表大会常务委员会公告(十五届)第九十四号)

[公布／公表機関] 上海市人民代表大会常务委员会(上海市人民代表大会常务委员会)

2021年11月25日公布、2022年1月1日施行

執筆担当：日本弁護士 芳賀洋一

原薬分野における独占禁止ガイドライン

[ポイント] 原薬(各種医薬品の原材料(有効成分)で、化学原薬及び漢方薬の原料を含む。)の市場は、以前より中国の競争当局から注目の対象とされてきた。2017年には国家発展改革委員会が「不足している医薬品及び原薬の事業者の価格行為ガイドライン」を公布している。原薬市場における独占禁止については、2020年10月13日に国家市場監督管理総局が本ガイドラインの意見募集稿を公布し意見募集を行っており、この度、2021年11月15日付で、本ガイドラインが国務院独占禁止委員会より正式に公布された。中国の特定の市場に係る独占禁止ガイドラインとしては、「自動車産業に関する独占禁止ガイドライン」及び「プラットフォーム経済部門に関する独占禁止ガイドライン」に続き、本ガイドラインが3つ目である。

本ガイドラインの主たる内容としては、原薬商品に関する市場画定における考え方、原薬業界における独占合意の形態の詳細な列挙、法執行の場面での独占合意の認定における考え方、市場支配的地位の認定における考え方等が含まれている。

本ガイドラインはさらに企業結合規制との関係でも条文を置いており、企業結合届出の要否に関する年間売上額基準(例えば、中国における売上が年間4億元を超える企業同士の結合であること等の基準)を満たさないような場合であっても、当該結合により競争が排除・制限される効果がある又はあり得る場合は結合当事者が自主的に届出を行うことができるとしているほか、競争が排除・制限される効果がある又はあり得ることを示す証拠がある場合は当局が調査を行うものとしている。そして、かかる「競争が排除・制限される効果がある又はあり得る場合」に該当し得る場合には、結合の実行前になるべく早めに当局に対する事前相談を行うことが推奨されている。よって、中国で原薬商品を販売している日系企業においては、中国における売上が年間4億元を超えていないような場合でも、本ガイドラインを参照する必要性は高い。

[原文] 关于原料药领域的反垄断指南(国反垄发〔2021〕3号)

[公布/公表機関] 国務院独占禁止委員会(国務院反垄断委员会)

2021年11月15日公布、同日施行

執筆担当：日本弁護士 唐沢晃平

義務教育段階における校外研修事業分類識別ガイドライン

[ポイント] 本ガイドラインは、本年7月26日に国務院弁公庁が発表した「義務教育段階における学生の作業負担及び校外研修の負担の更なる軽減に関する意見」に基づき学科類校外研修事業の監督管理を強化するために発表されたものである。学科類及び非学科類の区別自体は2021年7月28日に発表された「義務教育段階における校外研修事業の学科類と非学科類の範囲の更なる明確化に関する通知」(教監管庁函〔2021〕3号)においても道徳・法治、国語、歴史、地理、数学、外国語(英・日・露)、物理、化学、生物は学科類に分類される一方で、体育、芸術及び総合的な実践活動(コンピューターや手芸等)等の学科は非学科類と見なされるとの見解が述べられている。本ガイドラインでは同通知を根拠に、更に研修目的(学科類知識及び技術訓練の指導、学科類の成績向上サービスが目的か)、研修内容(道徳・法治、国語、歴史、地理、数学、外国語(英・日・露)、物理、化学、生物にかかる学習内容か)、研修方法(教師による授業形式か)、結果評価方法(学習成績に応じた選抜、試験による評価を伴うか)等の基準を紹介し学科類事業への該当基準を明確にし、また各省級の教育行政部門に対してはこれらの分類に基づき厳格な管理を行うことを求めている。

[原文] 义务教育阶段校外培训项目分类鉴别指南(教監管庁函〔2021〕16号)

[公布/公表機関] 教育部弁公庁弁公庁(教育部办公厅)

2021年11月8日公布、同日施行

執筆担当：日本弁護士 尾関麻帆

草案・意見募集稿等

ネットワークデータ安全管理条例(意見募集稿)

[ポイント] 国家インターネット情報事務室は、2021年11月14日、「ネットワークデータ安全管理条例(意見募集稿)」を公表した。同条例は、「ネットワーク安全法」、「データ安全法」及び「個人情報保護法」のいわゆる「データ規制三法」等に基づき制定が見込まれる細則(行政法規)である。

詳細は、今号の Lawyer's Eye をご参照ください。本条例の全訳も作成しているため、必要な方は、どうぞニュースレターアドレス宛にご連絡ください。

[原文] 网络安全数据安全管理条例(征求意见稿)

[公布／公表機関] 国家インターネット情報事務室(国家互联网信息办公室)

(意見募集期間:2021年11月14日～12月13日)

執筆担当：日本弁護士 若林 耕

企業標準化促進弁法(意見募集稿)

[ポイント] 「標準化法」上、企業は必要に基づき自ら企業標準を制定し、又はほかの企業と共同で企業標準を制定することができる(第19条)。企業標準については、従前、同法に基づき届出管理が行われ、具体的な届出手続は「企業標準化管理弁法」(1990年8月24日公布)に規定されていたが、「標準化法」の2018年改正(同年1月1日施行)により、企業標準の届出管理制度が廃止され、企業の自主的な公開及び管理制度が採用されることになった。

本弁法(本意見募集稿)は、上記「企業標準化管理弁法」に取って代わるものであり、①企業標準の制定、②標準の自主的な公開、③企業標準化の促進及びサービス並びに④関連部門の監督管理等の業務といった内容が定められている。特に、企業標準を制定する際に遵守すべき要求や標準の公開方法も示されており、正式版が公布された場合には、企業による企業標準の制定・公開時の具体的な指針になると思われる。

[原文] 企业标准化促进办法(征求意见稿)

[公布／公表機関] 市場監督管理総局(市场监管总局)

(意見募集期間:2021年11月14日～11月23日)

執筆担当：日本弁護士 芳賀洋一

インターネット広告管理弁法(公開意見募集稿)

[ポイント] 中国国家市場監督管理総局は2021年11月26日、「インターネット広告管理弁法」の意見募集稿を公表し、同意見募集稿にかかるパブリックコメントの募集を開始した。

中国では2016年9月1日から「インターネット広告管理暫定弁法」が施行されているが、今回の意見募集稿は、2021年に改正された広告法など関連法や最近の政策動向を反映し、インターネット広告監督管理制度をさらに充実させ、インターネット広告監督管理の合理性、有効性を強化し、インターネット広告業の持続的かつ健全な発展を促進するため策定されたものである。改正後の「弁法」は全31条からなり、主な改正内容は以下の通りである。(1)適用範囲が調整された。インターネット広告の発展により生まれた新しい状況及び新しい業態に対応し、インターネットの生放送などの方法で直接または間接的に商品やサービスを販売する商業広告、越境電子商取引広告等を適用範囲に入れることを明確にした。(2)広告の「ワンクリッククローズ」(ポップアップする広告をワンクリックで閉じる機能)、広告のウェブページ上の「埋め込み」昨日などに対する制度規定がさらに強化された。具体的には、ドラマや動画を見る際に表示される広告に対し、広告画面を閉じるボタンがない、一定の時間が経過しないと閉じられない、複数回クリックしないと閉じられないなどの仕掛けを行うことが一切禁止された(第9条)。

(3)小中学生、幼稚園児向けの校外研修に関する広告の掲載も禁止された(第 10 条)。

[原文] 互联网广告管理办法(公开征求意见稿)

[公布/公表機関] 市場監督管理総局(市場監督管理总局)

(意見募集期間:2021 年 11 月 26 日~12 月 25 日)

執筆担当:北京事務所顧問 李加弟

「最高人民法院による人身損害賠償事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」の改正に関する決定(意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿は、2021 年 1 月 1 日に施行された「最高人民法院による人身損害賠償事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」(2020 年修正)を改正する決定について社会公衆に向けてパブリックコメントを求めるものである。現行の司法解釈では、人身損害賠償事件における死亡又は後遺症による逸失利益は、受訴裁判所の所在地の都市部住民の年間平均可処分所得又は農村住民の平均純収入に基づき計算される(権利者の常住住所地の基準の方が金額が大きくなる場合は、その基準に基づく。)こととされていたが、今回の意見募集稿ではこれを都市部住民の年間平均可処分所得のみを基準とすることに改められている。これは 2019 年 4 月 15 日に公布された「中国共産党中央、国務院による健全な都市農村の融合発展体制メカニズム及び政策体系の建設に関する意見」の中で、「人身損害賠償制度を改革し、都市農村の住民の賠償基準を統一する」という目標が謳われていることによるものである。

[原文] 关于修改《最高人民法院关于审理人身损害赔偿案件适用法律若干问题的解释》的决定(征求意见稿)

[公布/公表機関] 最高人民法院(最高人民法院)

(意見募集期間:2021 年 12 月 3 日~12 月 10 日)

執筆担当:日本弁護士 徳山剛史

※<上記以外の今月のその他の重要な新法令>

◆【上海自由貿易試験区関連法令一覧】

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
 - 弁護士 射手矢 好雄(yoshio.iteya@amt-law.com)
 - 弁護士 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)
 - 弁護士 中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
 - 弁護士 若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)
 - 中国弁護士 屠 錦寧(tu.jinning@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。